

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案

規制の名称：生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：医薬・生活衛生局 食品監視安全課、生活衛生課

評価実施時期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

生活衛生関係営業等については、都道府県（保健所設置市・特別区を含む。）による指導監督等、公衆衛生上の見地から一定程度共通する手法で許可制・届出制の営業規制が行われている営業である。（※）

生活衛生関係営業等については、合併、分割及び相続の場合に営業者の地位が承継される旨の規定が置かれているが、事業譲渡の場合の規定がない。このため、生活衛生関係営業等の事業譲渡に当たって、事業を譲渡する者が営業の廃止を届け出るとともに、事業を譲り受ける者が新たに許可を取得し又は届出を行う必要があり、また、許可申請又は届出を受ける都道府県知事等（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が改めて施設（理容所、美容所及びクリーニング所）の使用前検査を行う必要があり、これらの手続きに伴う負担が生じるという課題がある。

この課題は、事業譲渡による営業者の地位の承継についての規定がなければ、今後も続くものである。

（※）対象となる法律は、食品衛生法・理容師法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法・クリーニング業法・美容師法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及び発生原因〕

生活衛生関係営業等については、合併、分割及び相続の場合に営業者の地位が承継される旨の規定が置かれているが、事業譲渡の場合の規定がない。このため、生活衛生関係営業等の事業譲渡に当たって、事業を譲渡する者が営業の廃止を届け出るとともに、事業を譲り受ける者が新たに許可を取得し又は届出を行う必要があり、また、許可申請又は届出を受ける都道府県知事等（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が改めて施設（理容所、美容所及びクリーニング所）の使用前検査を行う必要があり、これらの手続きに伴う負担が生じるという課題がある。

〔規制緩和の内容〕

事業譲渡の場合においても、合併、分割及び相続の場合と同様に、営業者の地位が承継される旨の規定を設けることで、新たな許可取得等を不要とする規制緩和を行う。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

法改正後は、事業譲渡の場合に、譲受人は営業者の地位を承継した旨の届出等を行うこととなるが、当該届出等は、今回の規制緩和がなければ行う必要がある新たな許可取得等よりも簡易な手続きであり、今回の規制緩和に伴う遵守費用は発生しない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

生活衛生関係営業等については、営業者に対する定期的な監視指導が行われており、法改正前後で、監視指導の内容に変更は生じないため、行政費用の増加が発生するものではないと考えられる。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今回の規制緩和により、事業譲渡の場合に、譲渡人の廃止届出を出すための人件費等の費用、譲受人の新たな許可取得等のための許可手数料・人件費等の費用、都道府県知事等の許可申請・届出に対応するための審査等に係る人件費等の費用が軽減される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑤に記載のとおり、人件費や許可手数料等の費用が軽減される。全ての便益を金銭価値化することは困難であるが、例えば、渋谷区の旅館業の許可手数料は16,500円（下宿営業）～30,600円（旅館・ホテル営業）であるのに対し、相続等の場合の営業者の地位の承継の承認申請手数料は9,700円である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑥に記載のとおり。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

2に記載のとおり、追加的な費用が発生するものではなく、3に記載のとおり、便益が発生するものであることから、費用対効果の面から妥当であると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、生活衛生関係営業等における許可制・届出制を廃止することが考えられる。仮に代替案を採用し、生活衛生関係営業等の許可制・届出制を廃止することとすれば、生活衛生関係営業等が感染症のまん延防止等のために衛生水準の確保が特に求められている中で、行政が事業者の情報を事前に把握した上で衛生管理の指導等を適切に行うことができなくなり、社会における感染症まん延の増大等の重大な負の影響が生じることが想定される。一方、代替案を採用することによる事業譲渡における便益は、譲受人の事業者の地位を承継した旨の届出等という簡易な手続きが廃止される便益のみである。

2に記載のとおり、採用案は追加的な費用が発生するものではなく、また、代替案は便益がわ

ずかであるが、重大な負の影響が生じるものであることから、採用案が妥当であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制のあり方を検討する有識者の会議である規制改革推進会議における議論を経て、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現することとされた。

なお、上記の「食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業」は生活衛生関係営業等の一部であるが、これら以外の生活衛生関係営業等についても、同様の営業規制が行われている営業で規制が不整合となることは適切でないことから、同様に、事業譲渡による営業者の地位の承継についての規定を整備することとした。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、

- ・ 旅館業については、改正法の施行の日から3年を経過した場合
- ・ その他については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、最長でも5年以内

に事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあら

はじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

便益の指標として、事業譲渡による事業者の地位の承継の件数の推移をみることとする。今回の規制緩和により追加的な費用が発生するものではないが、営業許可の取消件数や閉鎖命令の件数の推移をみることで、モニタリングを行うこととしたい。